これから子供食堂を実施しようと考えている方へ

令和5年度 和歌山子供食堂支援事業

子供の健やかな成長の促進を図るために、食事の提供を通じて子供の居場所や地域における交流拠点としての機能が期待される場所を提供する団体を支援

概要

| 補助対象となる 団体 | 子供の支援を目的にしているNPO法人その他の団体であること。 代表者が明らかになっていること。 団体固有の通帳を有することその団体の財産管理が明確になっていること。 1年以上継続して子供食堂を実施する見込みがあること。 ※申請者又は団体の役員が和歌山県暴力団排除条例第2条3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終らない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行いません。 | |
|------------------------------|--|--|
| 補助対象となる 子供食堂の条件 | 原則、月1回以上定期的に実施すること。 年1回、実施状況報告書を提出すること。 団体の構成員の3親等以内の親族を除く5世帯以上の子供が利用すること。 責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。 子供の保護者から、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。 利用の対価は、無料又は材料費の実費負担とすること。 | |
| 対象経費 (事業実施期間内に かかるる経費) | (1)子供食堂開設に当たっての設備及び備品購入費 (2)子供食堂開設に当たっての設備改修費 (3)食品衛生責任者養成講習会受講費 (4)学習支援に要する経費 (5)多様な世代交流に要する経費 経費の具体的な内容や留意事項については、裏面のとおり。 | |
| 補助額 | ① (1)+(2)+(3) 上限 40万円 ② (4)+(5) 上限 20万円 ※どちらも子供食堂1箇所につき1回のみ(同時に申請できます) | |
| 補助率 | 10/10(千円未満の端数切捨て) | |
| 申請開始日 | 令和5年7月11日(火) ※申請数が予定を超過した時点で、募集を終了します。 | |

対象経費の詳細

| 対象経費 | 経費の内容 | 留意事項 |
|---------------------|---|--|
| 設備及び備品購入 費・設備改修費 | 子供食堂の開設に当たり必要となる設備・調理用備品・什器類購入費や、会場となる住宅等の設備改修費。(初期経費として必要となる備品購入費、改修費) | |
| 食品衛生責任者 要請講習会受講費 | 子供食堂に食品衛生責任者を設置する ために、子供食堂の運営に携わる者が 食品衛生責任者要請講習会を受講する 際の受講費用 | 子供食堂一箇所当たり2名まで。 食品衛生者は資格取得後、子供食堂の 運営(調理)に原則毎回参加すること。 |
| 学習支援に 要する経費 | 学習支援を実施する際に必要となる参考書や備品等の購入費。 ※単に子供たちだけで自主学習させるものではなく、少なくとも1名の責任者を配置し、学習に専念できる場を確保した上で、1時間以上行う。 | 文房具等個人の所有物になり得るもの は除く。子供食堂に配置される共用可 能なものに限る。 |
| 多様な世代交流に 要する経費 | 食事の提供前又は提供後に、子供が多 様な世代との交流を図る催しを行う際 に必要となる備品類の購入費。 | コンピュータゲーム類は除く。 |

事業の流れ

- ① 本事業の活用を検討段階で県に相談し、補助金の対象となるか確認。
- ② 交付申請書類を県に提出する。
- ③ 県が審査し、交付決定を通知する。
- ④ 交付決定された団体は、事業を実施する。(物品の購入等)
- ⑤ 令和6年1月31日までに「実績報告書」を県に提出する。
- ⑥ 県による補助金額の確定後、団体は補助金を請求し、支払いを受ける。 ※詳細は和歌山子供食堂支援事業に関するフロー図を参考にしてください。

◎申請に必要な書類等は、ホームページをご覧ください。 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoshokudo/hojokin.html





事業についてのお問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課 家庭福祉班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073 - 441 - 2493